

令和8年6月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和8年6月29日（月） 開会 午前10時
閉会 午後0時35分

場所 第6委員会室

出席委員 小川直志委員長
戸野部直乃副委員長
長峰秀和委員、美田宗亮委員、飯塚俊彦委員、小川真一郎委員、小島信昭委員、
泉津井京子委員、石川忠義委員、山田裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
竹内康樹環境部長、島田守環境部副部長、山井毅環境未来局長、
高橋和宏環境政策課長、佐藤正太温暖化対策課長、
尾崎範子エネルギー環境課長、相良純子大気環境課長、
石曾根祥子水環境課長、井ヶ田幸生産業廃棄物指導課長、
今川知浩資源循環推進課長、清水理子みどり自然課長、
佐藤憲みどり自然課野生鳥獣対策幹
[農林部関係]
竹詰一農林部長、松澤純一農林部副部長、永留伸晃農林部副部長、
渡辺志保参事兼畜産安全課長、中村寛農業政策課長、
川嶋正樹農業ビジネス支援課長、山内隆農産物安全課長、
平井敏一農業支援課長、野村悠花生産振興課長、
阿部徹森づくり課長、西澤徳一郎農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結 果
第91号	令和8年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）のうち環境部関係及び農林部関係	原案可決
第101号	令和8年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）のうち農林部関係	原案可決

2 請願

なし

報告事項

1 環境部関係

指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について

2 農林部関係

（1）移動木造応急住宅の事業趣旨の精査と費用対効果の検証について

（2）指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

長峰委員

それでは3点質問させていただきます。

1点目、大きな予算を取った事業でございますので、対症療法的な予算となってしまう結果とならないように、一定の方向付けや計画性を持つべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目、これまでのクビアカツヤカミキリに関する情報が集約されている、あるいは研究を進めている、環境科学国際センターと連携すべきと考えますけれども、その連携等に関して、いかがでしょうか。

3点目、九都県市の首脳会議で、知事が周辺的首長に、クビアカツヤカミキリの連携について働き掛けをしております。埼玉県で大きな予算を取ったのであれば、近隣の関係する県、あるいは首都圏の首長等に対して、埼玉県の取組を周知する等の働き掛けは、いかがでしょうか。以上、3点です。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

1点目でございます。対症療法的なものとなることがないように、一定の計画付け、方向付けというお話でございます。委員お話しのとおり、今回、こちらの方で御審議お願い申し上げている予算案につきましては、対症療法的な執行ではなくて、県や市町村が実効的な防除となるよう、計画立てて執行していく必要があると考えます。現在、県、市町村、県民などの役割などを定めた防除実施計画の方の策定を進めているところでございまして、こういった具体的な防除などにつきましても、この計画であったりだとか、計画から引用する環境科学国際センターが作成してございます、被害防止の手引、こちらの方でうたうような形で進めているところでございます。補正予算の執行を始めまして、今後のクビアカツヤカミキリの防除に当たりましては、策定中のこの防除実施計画に基づいて、計画的に取り組んでいきますし、また、策定後につきましても、実施状況の確認、効果検証、こういったところを行うことで、対症療法的なものにならないように進めてまいりたく存じます。

2点目でございます。環境科学国際センターとの連携をすべきというところでございます。御案内のとおり、環境科学国際センターの方ですけども、研究所機能を有します、県の環境科学の中核機関でございます。クビアカツヤカミキリに関しましても、研究成果を行って、被害防止の手引であったりだとか、あとは県政出前講座の方を行って、技術指導を行っているところでございます。また、県民参加型の発見大調査というところでの情報収集、こちらの方もやっているところであります。これらで得た情報につきましては、会議の場などで県と市町村の方でも共有しているところでございますし、また、技術指導のところにつきましては、例えば、本年4月から5月にかけてでございますけれども、県、市町村職員に対しまして直接指導を行うなど、必要な連携の方は図っているところでございます。引き続き、環境科学国際センターとも連携いたしまして、県民、市町村への情報提供を行うとともに、防除の実効性を高めるような技術指導、こういったことを推進してまいればと考えてございます。

3点目でございます。近隣都県への働き掛けというところでございますけれども、お話しのとおり、隣県含めた広域な連携というのは、クビアカツヤカミキリの飛散力であったり、飛散する部分であったりだとか、繁殖力のことを考えますと、大変重要なことかと、私は思います。今、九都県市、以前令和6年度にその検討を行った後、関東7県の関係部

局が定期的集まっておりまして、被害情報や防除対策につきまして共有し、対応を協議しているところでございます。こうした会議などを通じまして、国や他県に対しまして、本県の取組について周知、呼び掛けを行いたいと思っておりますし、また、今月12日に知事の方が環境大臣要望の方を、クビアカに関して行っていただいたのですが、この中でも、こういった補正を上程させていただいて、取り組んでいきますというところはお話しさせていただいたところでございますので、こういった要望の場を通じて、是非これに関しまして、こういう呼び掛けができればと考えてございます。

長峰委員

計画性を持ってということに関して再質問させていただきます。63市町村の中で57市町村ですかね、発生が確認されて、未発生の市町村もあるのですが、実態を見ていきますと、恐らくクビアカは、卵の状態にいる可能性がすごく高いのではないかなと思うのです。市町村によって、クビアカに関しての対応の濃淡が、発生初期から対応している市町は、恐らくかなり対策が進んでいて、逆に、今まだ発生が確認されていない市町に関しては、恐らく対応をとっていないということで、63市町村でも、対応に濃淡があると思うのですが、その濃淡のある63市町村への取組に対して、こういった形で、その取組を促進する、配慮をしていくのかという点について、確認をさせていただきたいと思います。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

お話しのとおり、確かに市町村によって、その対応内容、これは濃淡があるかと認識しています。例えば、被害が少ない自治体であったりとか、あるいはチラシのみの配布であったりだとか、こういったところで留まったりだとか、十分な防除の取組が行われていないといったような状況もございます。先ほど申し上げました、防除実施計画、策定中のものですが、こちらでは、県の役割といたしまして、市町村との連携体制の構築をするとともに、市町村防除への技術的支援や財政支援、あと住民参加型イベントの促進といったところでの気運醸成、こういったことを行うような形で、うたっているところでございます。今後、計画を策定いたしまして、市町村を含めた全県的な防除体制の構築を支援、構築して、必要な支援を行っていくこと、また、県民の皆様方に周知を行っていくことで、やはりクビアカ防除に対しても全体的な気運、未実施のところも含めまして、行っていければと考えてございます。

長峰委員

今の市町村支援のところで、市町村によってまず濃淡のお話をしましたけれども、市町村によって今、発生が確認されてないところで、あるいは初期の自治体、市町村は、これから補正を組んでという話になってくると、9月以降になると思うのです。そういった自治体がこの後出てきた場合に、その自治体に対しての支援体制というのは、ちゃんと担保されているのか。あるいは、もしかしたら12月になってしまっていて、年度の予算ということで、支援の終了のタイミング、来年度以降の支援にわたるかもしれませんが、その支援終了のタイミングというのに対して、何か見込みというか、計画というものがあれば、最後に教えていただきたいと思います。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

これから、対策未実施のところにつきまして、9月以降になるかもしれませんが、そこについて、しっかりと我々の方の今回の補正も含めまして、担保できているのかとい

うところ、あとは、来年度以降の見込み、見通し、こちらの御質問であったかと思います。まず、9月以降、担保されているかというところにつきましては、これから申請いただくところにおきまして、我々としましては、計画を策定していく中におきまして、この補正予算にこうした形で、今年度中のしっかりとタイムリーな集中的な取組を、各市町村の方に会議の場などを通じまして、お願いしていきたいと考えているところでございます。丁寧に説明してまいりたいと考えてございます。あとは、来年度以降の御質問のところについてでございますけれども、まずは今年度、我々の方も市町村に対応をお願いする中で、まずしっかり防除をしていただいて、その実施状況、効果というところを見させていただきたい。そうした中であったり、あとは市町村との連絡会議などを通じたコミュニケーションの中で、こういったニーズがあるのか、こういったところをしっかりと聞き取りする中で、来年度以降につきましても、こういったことを我々として支援すべきなのかということにつきまして、しっかり検討してまいりたいと存じます。

山田委員

私からは1点お聞きしたいと思います。私もネイチャーポジティブ推進事業、市町村への支援のところでお聞きしたいのですが、先ほど長峰委員からの御質疑にもありましたが、取組とか発生頻度に、市町村でばらつきがあるというお話がありましたけれども、少し関連するかと思いますが、今回元々1,000万円だった上限額を撤廃されたということです。ただ、私の地元の越谷市に聞きましたら、越谷市では事業費が約200万円くらいなのだとということで、でも今年は申請していて、補助上限額より全然少額ですから、特に今回の補正で恩恵を受けることは特にないということだったのですけれども、また、追加で組むなら別だと思うのですが、現状のところは特に影響ないということだったのですけれども、少し自分の地元だけではイメージが湧かないので、例えば、この上限を撤廃したということは、上限を超える、事業費でいうと2,000万円以上をかけてクビアカの対策をしていた自治体があるのかなと思うのですけれども、その辺りの上限の撤廃によって恩恵を受ける市町村がどのぐらいあるのか、また、多額の予算をかけて、これまで対策をしてきている市町村というのがどのぐらいあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

今回1,000万円の上限の撤廃というところで、恩恵を受けるところはどれぐらいあるのか、また、どれぐらいの自治体が現時点で対策をとっているのかというところでございます。前者につきましては、年度当初の申請におきまして、我々の方で1,000万円を超えてやっているところは、4団体でございます。あわせて、全体としましては28団体がこのクビアカの対応につきまして、補助を求めているところでございます。追加の方の補正の方は、もちろんできます。

山田委員

理解しました。元々事業費が小さかったので、これから対策をしたい、もう少し予算をかけたいということも、それができるようになったということですね。それで、もう1点お聞きしたいのですが、やはり先ほど、答弁いただいたように、多額の事業費を元々かけて対策をしていた自治体もあるということなのですけれども、越谷の場合だと、やっていることが農薬の散布とか注入とか、あとはシルバー人材に委託して見回りをしているということを聞きまして、そういったことの範囲なので、今は200万円ぐらいの事業費だというふうに聞いたのですけれども、大きく予算が、事業費がかかるとなると、イメージすると伐採しなければいけないとか、そういう木がたくさんあるとかということなのかなと想

像するのですけども、例えば、伐採とかそのお金がかかる状況というのは、どのような状況があるのかと思ひまして、参考にお聞かせいただければと思ひます。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

伐採となりますと、やはりその木が大分被害を受けているというところございまして、私どもの方といたしましては、環境科学国際センターと連携する中で、一つの目安を市町村の方に示す形で進めたいと思ひています。例えば、いわゆるフラス孔といいまして、幼虫が木を食べて、吐き出すので、そうすると、かりんとう状のようなものが、木の穴から出てくるわけなのですけども、こういったフラス孔が、10個以上確認された場合であったりだとか、出てきているフラスの量が大量である場合、こういった場合が一つの伐採の目安になりまして、こういった伐採する作業が多くなれば、そういった経費というところも増えてくる、こういったような状況でございます。

石川委員

幾つか質疑します。最初に、生物多様性保全総合対策についてです。補正予算が組まれてからの説明で、クビアカツヤカミキリ防除実施計画案を作っている途中だというふうに伺ったのですが、本来は計画があつて、補正予算なり予算がついてくるものかと思ひますけれども、計画が遅れていることについての理由について説明をお願いします。

2点目、今回は県の施設ということで、伐採については58施設1,658本伐採、それから、道路河川については500本伐採というふうに見積もられておりますけれど、実際に伐採の作業をするには、この環境部の予算を、どのように使っていくのか。実際管理しているのは、それぞれの土木部の事務所だと思うのですけれども、直接環境部の方で、この木、この木と言って、発注をしていくのか。あるいは、執行委任にして、土木部で、既に調査しているものについて、伐採とか消毒の作業を進めていくのか、お金の使い方について、説明をお願いします。

3点目、県の施設について、1施設、1路線、1河川当たりで、最高で何本伐採する計画なのか、単純に数だけ教えてください。

それから、今年度のこの事業で、県分の伐採は全て終わる予定なのかどうか、確認をします。消毒はずっと続けると思ふのですけれど、伐採についてお願いします。

それから、県管理施設は全てについて調査が終わっているということでいいのか確認します。

それから、県の施設で指定管理者をお願いしているところがあつて、既に指定管理者では消毒だとか一部伐採については始めています。その指定管理者への対応はどのようにするのか。もう既に、何らかの対応をしているところにも、この補正予算で手当をしていってもらえるのかどうか。施設によって、何十本も既に対策をしているところもありますので、伺いたいと思ひます。

それから、「(2)ネイチャーポジティブ推進事業」、市町村への補助の方で伺います。今回の補正予算での拡充で、見込みですけれども、幾つもの市町村が全体で手を挙げてくる見込みなのか、予想になりますけれども、今まで4月、5月にも説明会をしていますし、担当者にもお話していると思ひますけれども、見込みについて伺います。

それから、市町村に補助をするに当たって、補助金について、例えば、伐採については県の見積りだと、施設について110,000円で見積もっていますけれども、110,000円の半分の55,000円しか出さないという制限をしているのかどうか。市町村によっては、もっと安価あるいは高価な価格で発注せざるを得ないケースもあるのですけれども、私が聞いている部分だと、既に県から、何万何千円までが上限だということを伺

ったという方がいます。この辺について、どのように考えているのか伺います。

それから最後に、市町村の方について、それぞれの市町村には防除計画というのはあるのですか。あるいは、これから作ろうとしている県の防除計画の中に入れていくのか。それにしたら、少々遅いと思うのですけれども、説明をお願いしたいと思います。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

まず（１）の補正予算につきまして、１点目の御質問、計画が遅れていることの理由についてでございます。補正予算案につきましては、元々この防除実施計画、今策定中のものですが、規定している、県、市町村、県民の方の役割を踏まえて、補正予算の方も設定しているところでございます。ただ、この計画の方でございすけれども、市町村と共同して防除を実施していくというところから、実は市町村長の同意を頂くような手続をとっているところでございます。その上で、策定、公表という段取りで調整していたところでございます。このたび、全ての市町村長の同意を得られる見通しが立ったところでございまして、こうした状況、時期になっているところで、補正予算案を出させていただいて、計画の方も並行して進めたというところでございすので、ここにつきましては、しっかり連動して、今後の新規被害木の発生抑制という目標達成に向けて、進めてまいりたいというふうに考えたところでございます。

２点目でございす。例えば、県土整備部であつたりだとか、どのような形で予算を、環境部でこういったお願いしているものにつきまして執行していくのかというところでございすけれども、こちらにつきましては、例えば、県管理道路や河川などを所管する県土整備部とは、この案成立後の対応につきましても、綿密な打合せを行っているところでございまして、環境部で予算を執行委任するような形で進めてまいりたいと思っておりますので、実際の発注業務とか、そういうことにつきましては、県土整備部の方で行うような形になっているものでございす。

３点目でございす。１施設、１路線、１河川当たりの、一番多い伐採の箇所でございますけれども、まず、施設につきましては、我々の方で緊急調査を基に考えましたときには、皆野町の美の山公園が最大でございまして、５５０本程度ではないかというところの見通しを立てているところでございす。ただ、あくまでも緊急的に調査し、算出したものでございすので、執行段階で前後することというのはあるかと考えているところでございす。一方、県管理道路、河川につきましては、それぞれ、一番多い本数があるところは、例えば、県管理道路におきましては、国道４０７号線の鶴ヶ島と日高を結ぶところが、桜の全体の本数で２００本。県管理河川につきましては、川越から入間市までを通る入間川沿いで、全体で７００本程度というふうに言われてございす。担当課の方の聞き取りでございす。ただ、この中でどれぐらい伐採するのかというところにつきましては、この後、防除作業に入る前に調査の方を掛けさせていただきたいと考えてございす。その中で、具体的な本数につきましては判明していくものでございす。

４点目でございす。県管理施設伐採につきましては、今年度に終わるのかといった御質問でございす。こちらにつきましては、我々が執行委任等をお願いしているところにおきまして、伐採につきまして、年度内に終わるような契約をしていただきたいということで、こちらの方で仕様書案を作る中で、お示ししているところでございすので、この補正予算を使わせていただきまして、年度内に終わらせることを目指しているところでございす。

５点目、県管理施設の調査は全て終わっているのかとのことでございす。緊急調査という観点におきまして、桜などバラ科を有している施設は１７５施設ありまして、この中の１３６施設が対象だというところでございすので、調査の方は施設につきましては

終了しているといったような状況でございます。

6点目の御質問でございます。指定管理者の関係でございますけれども。指定管理者につきましては、指定管理を所管する関係部局の方で、管理者の方に確認調整した上で、防除費用につきましては、一部施設を除きまして、今回の補正予算を用いて、県の方で防除を実施する形で対応するものというふうに、伺っているところでございます。防除実施計画策定中のものでございます。その中の県の役割の一つといたしまして、県管理施設の防除というものが掲げられているところもございますので、今回お願いさせていただきます補正予算によりまして、しっかり防除の取組がなされるように、進めていければと考えるところでございます。

続きまして、ネイチャーポジティブ推進事業の関係でございます。まず1点目の御質問です。拡充、上限撤廃する中で、手を挙げてくる見込みの市町村がどれくらいあるのかというところでございますけれども、こちらにつきましては、14団体が当初予算とは別にこの補正予算によって、クビアカ防除対策について実施するというふうに、現在のところで把握しているところでございます。

2点目でございます。市町村防除の中で、伐採の110,000円でございますけれども、こちらにつきましては、今回の補正で上限額を撤廃しているところでございますけれども、元々制度としては、ネイチャーポジティブ推進事業の中でクビアカ対策というメニューがございまして、伐採につきましては、昨年度実績を踏まえた上での55,000円というところで設けているところでございまして、こちらにつきましては、当初の単価から変えることなく55,000円で進めていきたいと考えているところでございます。

3点目でございます。市町村ごとに防除実施計画を策定しているのか、それとも、この我々の方で今策定中の計画に内包されるのかというところでございますけれども、最初の御質問で御回答申し上げたとおり、市町村長の同意を我々の計画の中で求めまして、共同して防除していこうという形になってございます。そのため、市町村の方では、個別の計画を立てることなく、県計画に沿うような形で、共に防除していくといったような立て付けで、現在進めているところでございます。

石川委員

最初の防除計画についてですけれども、市町村の了解を取るまで待っていたということですが、逆に市町村の了解を取る前に補正が出てしまったということですね。この事業自体、なるべく早く進めるということは、いいことだとは思いますが、手続の順序として、これが妥当だったのかどうか。7月上旬には防除計画が公表できるというふうにおっしゃっていますけれども、説明をお願いしたいと思います。

もう1点。先ほど1施設、1路線当たりの数を聞いていく中で、御答弁があった、最高で美の山公園の550本だとか、調査の地点ではあったということですが、更に調査をして、この中から実際に伐採する樹木というのは絞られていくということです。資料を見ますと、職員による被害状況の把握をしていくというふうに記載していますけれども、これから職員が出ていって、一本一本調査して、これは切るものだ、切らないものだというふうに判断していくのですか。進め方について説明をお願いします。資料だと、職員のマンパワーの活用のところ、職員が被害をこれから調査するというふうになっていますけれども、何百本もふだんの業務がある中で、追加の調査が来るというのは、かなり負担だとは思いますが、この点について説明をお願いします。

(2)のネイチャーポジティブ推進事業で1点。市町村の伐採費用の上限について、55,000円で上限を設けているということですが、そうすると、道路河川の場合

350,000円で見積もっていますから、一本当たり350,000円の半額ですか。道路河川の上限は、そちらで決めてしまっているのか。考え方として、せっかく補助の上限もなくなって、2分の1補助することで、今までも進んでいて、これから上限がなくなって使いやすく変わっていくのに、市町村によって発注したときの価格が違うではないですか。場合によっては1本当たり55,000円以上になる場合もある。そういうものに対応できないのは、市町村としても理解できないのではないかと思いますけれども、説明してください。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

まず、(1)の予算事業の1点目でございます。手続の順番が妥当であったのかというところでございます。今回、予算をお願いするに当たりまして、計画作成の方も同時進行で一緒に進めていたところで、予算にはその計画の考え方も反映させてございますし、計画においても予算の考え方を反映させておりまして、連動して成立できるような形では進めていったところでございますので、その中で、全体的な市町村長の同意を頂くものでございますので、手続の順番として妥当であったのかと言われますと、進め方としましては、妥当であったのかというふうには考えているところでございます。

石川委員

後付けっぽいですね。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

2点目でございます。職員による調査のところでございますけれども、管理している施設の規模感によっては、職員の目を見て、施設によっては外部の事業者へ委託しての薬剤散布とかせず、職員の手でやることもあります。同時に、例えば、道路であったりだとか河川であったりすれば、本数も大量なものでございます。こういったところにつきましては、外部委託という形で調査を進めますので、課所によってメリハリというか、違いがあるというところがございます。

続きまして、3点目。伐採の上限額55,000円というところの考え方でございますけれども、こちらにつきましては、年々伐採費用が高くなってきているところは承知しているところではございますけれども、それに対しまして昨年度、市町村にこの補助を行った中で、実際伐採に要した費用に対しまして、近年の労務費とか物価の上昇率などを掛け合わせて算出した金額でございますので、妥当であると考えているところでございます。ただ、今後執行していく中で、実際に市町村の方の声を聞いたところで、これで十分なのかといったところの声が出てくるようであれば、今後補助単価につきましては、検討してまいりたいと考えているところでございます。

石川委員

安心しました。河川の方の1本当たりは350,000円の半額でいいのかも、お答えください。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

河川調査につきましては、県の街路樹調査のところの単価を用いて、県の調査実績に基づいた金額算出でございますので、妥当であるというふうに考えるところでございます。

石川委員

1点だけ、河川についても、今後状況を見て検討していただけるということでもいいですか。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

河川の方につきましても、執行状況を見させていただく中で、どういう状況であるのか、我々もよく把握するところで必要な見直しがありましたら、それは検討してまいりたいと存じます。

飯塚委員

クビアカツヤカミキリが出てきて、騒ぎが始まって、もう1年前からだと思うのですよね。まず、深谷市は6月26日にクビアカ対策に1億3,000万円の補正をつけましたよね。それと3,000万円のクラウドファンディングまでやっています。深谷駅の反対側にある、上唐沢川沿いの1.3キロメートルの桜並木の桜景観区間、深谷市のこの辺は、非常に観光の有名な地域でもあります。その桜が8割の180本が、枯れてしまって駄目になってしまった。一つの観光地が消えてしまうのですよ。桜を見に来ようと思ったり、いろいろなイベントやったりしているところが、消えてしまうのです。深谷市はもう、県を待ってられないということで、恐らく1億3,000万円の補正をしたのでしょう。それから、うちの方に、本庄市児玉町高柳という地区があります。小山川沿いに千本桜ということで、売り出したり、いろいろとやっている観光地にしているところですけど、27日の予定だったが台風が来て28日になりましたが、高柳桜を守る会という会が、独自でクビアカの除去、殺虫剤を注射するのと、クビアカを摘んで取るということをやりました。非常に天気が悪かったので、残念ながら余りたくさんの人数は来なかったけれど、そういう状況になってしまっているわけですよ。その防除計画というのを、今話がありましたが、こうやっていろいろ、悪いところ、そうでないところと分散しているけれど、クビアカツヤカミキリは、2キロメートルくらい飛ぶと言われていますよね。それを、今年度中などと、そんなこと言っていたら、もう終わってしまいます。大体9月くらいまでに防除しなかったら、もうどうにもなくなるとするのは、当然に分かっている話なので、そういうものも含めてきちんとやらないと、本当に桜がなくなってしまう。県北から桜がなくなってしまう。県北だけではないですけどね。

それと、群馬県との関係で、2キロメートル飛ぶといったら行ってしまうのですよ。だから、これからどこでどういう防除をしたから、次は、クビアカツヤカミキリがどこへ飛んでいくとか、そういう具体的な追跡をしないと、幾らたっても、いつも空回りで終わってしまうのではないかと、とても心配をしています。それなので、そういう部分についての今後の対策を、本腰を入れないと、埼玉県から桜がなくなってしまうのではないのでしょうか。本当に心配です。

環境部長

委員からお話がありましたとおり、クビアカツヤカミキリ対策は、全県的に防除対策を進めていく体制というのは、非常に重要になってくると思います。そういったことから、担当からお話もありましたが、市町村会議などを通じ、あるいは全県的にどうやって住民監視体制を共有していくか、体制を築いていくことは、非常に重要だというふうに考えております。また、気運醸成という意味で、市町村、県が一体となって、どういう形で気運を醸成してやっていくか、体制を築いていきたいというふうに考えておりますので、そこは全県で一体となってやっていくように考えていきたいと思っております。

また、広域的な体制といったところについても、まず、国にも広域的な体制を築いていくということを要望させていただきました。また、そういった広域体制については、近隣県とどういうふうに体制を築いていくかということ、これから検討していきたいと思っています。

小川（真）委員

飯塚委員の関連になるかもしれませんが、部長の方から全面的に対処していくというお話がありましたけれど、端的にお伺いします。今回の予算は、県施設と市町村施設に対する補正でございます。民有地、私有地等の桜等は、どう対象とするお考えか。

もう1点、飯塚委員の後での質問ですけれど、桜の名所が消えた後に、桜を植えたいと思うのですが、そういった予算も今後国に要望するなり、お願いするなり、お考えがあるのか、教えてください。

環境部長

民有地の関係でございます。こちらについては、先ほど私が申し上げたように、全県的な防除体制というのは非常に重要になってくると思いますけれども、基本的には全県的に、先ほどの監視体制を整えること、あとは、今の補助金でも、住民の方がイベントをやる際、捕まえて懸賞金を出すとか、いろいろな趣向を凝らした市町村の取組もございます。そういったところは民有地のところも入ってくるのだと思いますけれども、そういった取組に対しても補助金が充当できることになっております。そのため、全県でそういったイベントとか、そういったものが盛り上がっていくようなことで、我々も呼び掛けを行ってきたい。そういったところで、また補助を行っていくという好循環を生み出すような形を作ってまいりたいと考えております。

植替えの方については、緊急的な防除という形で今回やらせていただきましたので、またニーズをお伺いしながら、こういった形が最適かということは、検討してまいりたいと考えております。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

長峰委員

ただ今御説明いただきました、石油由来の補助に関しまして質疑させていただきます。最初に、価格上昇率又は代替前と代替品の価格差50%となっておりますけれども、その50%の設定根拠は何かについて、御説明お願いいたします。

2点目、下限100,000円の設定になっておりますけれども、この100,000円の金額の根拠を御説明お願いいたします。

3点目、事業スキームの中にJAを入れておりますけれども、そのJAを入れている理由について、御説明お願いいたします。以上、3点です。

生産振興課長

まず1点目、価格上昇率又は代替前と代替品の価格差を50%とする根拠につきましてでございます。こちらですけれども、日本銀行が公表しております企業物価指数によりますと、本年2月と比較いたしまして4月時点で、ナフサやエチレンなど、これらは石油化学メーカーと商社間など、川上において原料段階で流通する基礎原料でございますけれども、そうしたものの価格上昇率が50%以上となっております。一方で、川中川下におきましては、ナフサやエチレンを原料として製造される石油等由来製品や、最終製品である農業用資材等の価格上昇率は、まだ50%に達していないところでございます。しかしな

がら、原料価格の上昇は一定の時間差をもって製品価格に転嫁されることが見込まれることから、今後ナフサから作られる製品への価格転嫁が進んでいけば、最終製品である農業用資材等の価格が更に上昇し、50%以上の価格上昇率となる可能性がございます。そうした事態に備えたセーフティネットを整備する観点から、本事業におきましては、中小企業と同様に、農林水産業者につきましても、価格上昇率や代替品との格差が50%以上であることを基準として設定させていただくものでございます。

2点目、支援額の下限100,000円の設定根拠について、お答えを申し上げます。支援額の下限の設定に当たりましては、石油等由来製品を多く使用し、特に影響を受けやすい露地野菜、施設野菜、果樹花きの主業経営体及び法人経営体を対象に、石油等由来製品の農業用資材等の仕入価格上昇による影響額を推計いたしました。その上で、1経営体当たりの影響額に2分の1を乗じまして、平均的な支援額を推計し、その推計を踏まえて支援額の下限を100,000円に設定したものでございます。

3点目、事業スキームの中にJAを関与させるものとしていることにつきまして、御説明申し上げます。本事業は、県内の農林水産業者の方から直接申請していただくこととしておりますけれども、農林水産業者の方の中には、申請に不慣れな方もいらっしゃるものと考えております。そこで、申請を行う際に必要となります石油等由来の農業用資材等の購入価格を確認するための資料の提供や、手続に関する相談対応を行うため、JA等において申請支援を実施していただくことを検討しております。

長峰委員

最初に、価格差50%の根拠は、セーフティネットであるということは分かるのですが、セーフティネットとしての機能をより使いやすくする意味で、そしてなおかつ、予算執行を迅速に行っていくために、この50%を30%など、もう少し下げることによって、農家は大幅に使いやすくなると思うのですが、そういった点について、もう少し使いやすい立て付けにしたらいかがかということについて、1点目です。

2点目につきまして、下限100,000円でございますけれども、価格差で200,000円、仕入れが落ちていれば対象となるということなのではございますけれども、その価格差200,000円落ちるだけの仕入れを行っている農家が果たしてどのくらいあるのか、特に困りになっている小規模農家や、資材購入量が少ない農家に関して、価格差が200,000円を超えないから、下限の100,000円を超えないというように考えられてしまう。今のお話では、ちゃんと根拠があるようですが、実際100,000円を超えないのではないかと思うのですが、小規模な農家ほど、困っている農家ほど、このセーフティネットの網からこぼれてしまうのではないかと思います。その点について、いかがでしょうか。

3点目の、JAのスキームへの加入、これは非常に農家に配慮した形になったのかなということにおいては本当にいいと思うのですが、農家は、JAの多くの組合員も、大きい農家もいらっしゃいますけれども、単純にこの100,000円で資材をどのくらい買えるのかなと計算していくと、規模的には10ヘクタールぐらいの営農面積に対しての仕入れを前提にしないと、少し金額が大きいのかなという印象なのです。JAに聞きますと、やはりそこまでの規模の農家はそれほどいないという話もお聞きますし、そもそも埼玉県の営農面積で平均を見ますと、大体2ヘクタールぐらいなのですね。平均の2ヘクタールの農家が、100,000円の差額をどのくらい使っていけるのかということに対して、仕組み自体が本当にセーフティネットとして機能的なのかどうかということに、少し数字だけ見ていくと懐疑的な部分があるのですが、その点についていかがでしょうか。

生産振興課長

1点目に再質問いただきました、価格上昇率50%をもう少し下げるなど、使いやすい仕組みにしてはどうかという点についてでございます。本事業につきましては、今後、農業用資材等の更なる価格の上昇や調達環境の悪化が生じる場合に備えて、セーフティネットとして整備するものでございます。価格上昇率50%という基準につきましては、繰り返しにはなりますけれども、日本銀行が公表する企業物価指数におきまして、ナフサ等の基礎原料で既に50%を超える上昇が見られること、今後、ナフサから作られる製品に価格転嫁が進んでいけば、最終製品であります農業用資材等の価格にも波及する可能性があることを踏まえて設定させていただいたものでございます。現時点で価格上昇率が50%以上に達している農業用資材等は、極めて限定されるということも承知しておりますけれども、ナフサやエチレン等の価格の上昇は、一定の時間差をもちまして、二次製品、三次製品以降の価格に転嫁されるということが見込まれますことから、まずは、現在の基準の下で、本事業を適切に執行するとともに、今後も中東情勢の動向や石油等由来製品の価格動向、また調達動向、さらには県内農林水産業者への影響などを注視してまいります。

2点目に再質問いただきました、下限が100,000円という設定では、小規模農家におかれては網からこぼれてしまうのではないかとといった点につきまして、お答えを申し上げます。本事業は、本県内で農林水産業を営む全ての方に対して、一律に補助を行うというのではなく、先行きが不透明な中東情勢の影響により、今後、農業用資材等の更なる価格上昇や、調達環境の悪化が生じる場合に備え、その影響を受ける農林水産業者の負担軽減を図るためのセーフティネットとして、措置するものでございます。このため、本事業におきましては、価格上昇等の影響が比較的多い農林水産業者に支援を重点化させていただくという観点から、推計に基づきまして、支援額に一定の基準をさせていただいたものでございます。今後も本事業の趣旨を踏まえまして、中東情勢の動向や、石油等由来製品の価格動向、調達動向、県内農林水産業者への影響などを注視いたしまして、適切な事業執行に努めてまいります。

3点目に再質問いただきました、県内の農家の平均経営面積が2ヘクタールといった状況を踏まえまして、なかなか超えてこないのではないかと、対象外となってしまうのではないかとといった点につきましてお答えを申し上げます。繰り返しになってしまいますけれども、本事業は、先行きが不透明な中東情勢の影響によりまして、今後、農業用資材等の更なる価格上昇や調達環境の悪化が生じる場合に備え、その影響を受ける農林水産業者の負担軽減を図るためのセーフティネットとしてするものでございます。現時点では、本事業の支援額の下限に満たず、支援対象外となる場合でありましても、今後、石油等由来の農業用資材等の更なる価格上昇が生じる場合など、本事業を御活用いただくことを、御検討いただきたいと考えております。

長峰委員

今お答えいただいた中で、セーフティネットの在り方そのものについて、おっしゃることはよく分かるのですが、中小企業と農家を並列で扱って、同じ50%だからというその考え方が、そもそも違うのではないかとこのように思うのです。やはり、農家はある意味で特殊な職業でもありますし、中小企業で50%だから農家でも50%、農家の実労に応じたその負担割合は、すごく労働に見合った販売額、適切な価格が付与されているかというところからすると、もっと農家に即した、農家の実態に合わせたセーフティネットの考え方を設定するべきであって、農家の実態に合わせるのであれば、先ほど申し上げましたけれども30%にするとか、あるいはもっと網の目を大きくし過ぎずに、細かく網の目を設定するように、下限100,000円の設定を排除する等、小さければ別に救わなく

ていいとか、そういう考えではないと思いますが、ただやはり本当に小規模で一生懸命やっている農家を救うような方向に、セーフティネットの考え方も、舵を切って検討していくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

生産振興課長

再々質問にお答えを申し上げます。農家の実態に合わせたセーフティネットの在り方を検討していくべきではないかという御指摘いただいたところでございます。農家の実態に合わせたセーフティネットの在り方、そういったものも含めまして、今後も、本事業のセーフティネットとしての趣旨を踏まえまして、中東情勢の動向や価格の動向、調達の動向、県内農林水産業者の方々への影響の度合い、そういったものをしっかりと県としても注視いたしまして、適切な事業執行に努めてまいりたいと思います。

小島委員

1点目が、価格高騰の関係ですけれども、園芸用ハウスとか、園芸用ハウスに使われる樹脂パネル等も、石油由来なものについては補助対象となるのかという確認をさせていただきます。

2点目が、第91号議案の方で、担い手というか、もう行き先は決まった補助金だと思うのですが、チャレンジ事業の3ページに、パイプハウスとレーザーレベラーの例が出ているのですが、例えば、右側のレーザーレベラーをやめて、レーザーではなくて、RTKのレベラーにするとか、そういうような対応は可能なのでしょうか。やることは同じなのだから、可能なのだと思うのですが。

生産振興課長

1点目に御質問いただきました、石油等由来製品の価格高騰緊急支援事業につきまして、園芸用ハウスのパネルなどそういったものが対象になるのかどうかという点について、お答え申し上げます。園芸用ハウスのパネルなどにおきましても、石油等由来製品であることを確認させていただき、また、価格上昇率等の諸要件を満たすことが確認できましたら、本事業の支援対象となるということでございます。

農業支援課長

チャレンジ事業に関しましては、要望調査を行い、一部内報までいただいている段階でございます。金額を超えない範囲であれば、今後の相談で変更は可能と考えます。

泉津井委員

私からは1点、新規就農者チャレンジ事業についてお伺いいたします。こちらは、新たに64歳以下という形で、大幅に緩和されたということでお伺いしております。すぐずてきな事業だと思うのですが、今回の要望実績は、個人が4名で、法人が0名ということでお伺いしております。何かもったいないという気がしまして、本事業につきましては、どのような方法で周知や募集を行っていただきましたでしょうか。

また、この要望件数は、もう少々伸びなかったということで、次回につなげられるようなことなど、県として何か分析されていることがあれば、御教示いただけたらと思います。

農業支援課長

本事業の周知の方法ということですが、本事業の対象は、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者に限られております。このため、県からは市町村に対

し、制度内容の周知と、対象となり得る認定新規就農者からの要望の把握を依頼したところでございます。

続きまして、要望件数が伸びなかった要因でございます。本事業は、認定新規就農者が一律に活用するものではなく、それぞれの経営計画や設備投資の必要性を踏まえて、経営判断により活用する事業となります。このため、既に設備投資を終えられている方、当面予定のない方、また、既存の制度を利用する方もいらっしゃるほか、就農初期に関しましては、農地の確保や栽培技術の習得、販路の開拓などを優先し、設備投資を見送る場合もあると考えております。こうした事情が重なった結果として、今回の要望件数になったと考えております。なお、近県の要望状況を確認したところ、4件というのは一番多いくらいの形になっておりますので、それほど特別少なかったとは考えておりません。

石川委員

補正予算2号について、中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業について伺います。仕入額の上昇分ですとか、代替品の価格差をどのように証明するのか、少タイメージがよく分からないのですが、説明だとJAの申請支援があって、お手伝いしてくれるということですが、どのように証明していくのか、説明をお願いします。

もう一つが、どこが申請を審査して決定をしていくのか、この図でいうと委託業者になるのか、説明をお願いします。

生産振興課長

1点目に御質問いただきました、仕入額の上昇分などをどのように確認するのかという点でございます。申請に当たりましては、令和8年2月の価格に比べまして、購入時の価格が50%以上上昇していることを確認できる資料を添付していただくことを想定しております。具体的にどのような資料を添付していただく必要があるか等、申請書類や要件確認の方法につきましては、事業の趣旨等を踏まえまして、今後の運用の中において具体的に検討してまいります。なお、特に価格上昇前の購入額などにつきまして、過去の購入実績を確認できる書類が必要ということになりますけれども、農林水産業者の方の中には、そういったものを保管していないという場合もあると存じております。このため、県が業務を委託することを検討しており、スキームにも出ております、全農埼玉県本部やJA等から、令和8年2月以前の価格や販売実績などを確認書類として、申請者へ提供していただき、その上で支援を行っていただくといったことも想定しております。

続きまして、2点目に御質問いただきました、どこが審査を行うのか、また、どこが交付決定を行うのかという点につきまして、お答えを申し上げます。申請の審査につきましては、県が委託することを検討している事業者において、実施していただくことを想定しております。申請の審査については、県が作成する要綱や要領に基づきまして、委託事業者が策定するマニュアルやチェックリストを用いて、書類の確認や記載内容の確認などを行っていただくことを想定しております。一方で、交付決定につきましては、県が行うことを検討しております。県におきまして、農林水産業者に対する交付決定や補助金の交付を行うほか、委託事業者への指導監督及び連絡調整を行いまして、適切な事業の実施に努めてまいります。

石川委員

1点、再質問します。最初の、価格上昇分を証明する方法ですが、JAの御協力をお願いしますが、JAで購入していない方、ホームセンターですとか、ほかの事業者から購入している方も結構いらっしゃると思うのですが、そういう場合はどのように対応す

る予定なのか、お願いします。

生産振興課長

J A等ではないところから購入している農林水産業者の方について、価格の上昇分をどのように確認するかという点でございます。その点につきましては、基本的には申請者の方において、何らか確認できる書類を準備していただくことを想定しておりますけれども、申請一般に関する相談対応につきましては、事業者においても対応させていただくほか、県としても御相談に丁寧に乗ってまいりたいと考えております。

【付託議案に対する討論】

な し